

2019

憲法週間記念行事

5/18 (土)

2部制(入れ替え制)

ちよつと
すてき
素敵な
えいが
映画会

(10:00開場)
第1部 10:30~12:36

えいが きた さくら もり
映画「北の桜守」



北海道を舞台に、第二次世界大戦末期から高度経済成長期という激動の時代を必死に生き抜いた母と子の絆を描いた作品。平和の大切さと、生きることの尊さについて考えてみませんか。

出演 / 吉永小百合、堺雅人 他

※日本語字幕あり、日本語音声ガイド付き

©2018「北の桜守」製作委員会

(14:00開場)
第2部 14:30~16:35

えいが お ひと
映画「終わった人」



「定年」にスポットを当て、新たな生きがいを求め、第二の人生と向き合っていく高齢者の実態とリアルな夫婦・家族の在り方が描かれた作品。高齢者を取り巻く環境について人権の視点から考えてみませんか。

出演 / 館ひろし、黒木瞳 他

※日本語字幕あり

©2018「終わった人」製作委員会

5/19 (日)

(13:45開場)
14:30~16:45

こうえん
講演と
えいが
映画の会



©福垣純也

こうえん
講演 14:30~16:00

かぞく の こ
家族と乗り越えた
はつ たつ しょう がい
発達障害

こう じま けい こ
講師 小島 慶子さん
(エッセイスト・タレント・
東京大学大学院
情報学環客員研究員)

※手話通訳・要約筆記あり

じん けん けい はつ えい が
人権啓発映画 16:15~16:45

にん ち しょう む あ
「認知症と向き合う」



認知症の人とその周囲の人、よりよく生きていけるように、認知症をめぐる様々な問題を、認知症の人の視点に立ってその理解を深めることを目的とした作品。

※日本語字幕あり

来場者の状況等により開場時刻を早める場合があります。あらかじめご了承ください。
ご参加にあたり、配慮が必要な場合は、事前にお申し出くださいますようお願いいたします。

費用 無料 定員 各回 750人 (申込不要・当日先着順)

満員の場合は入場をお断りします。

託児 要予約。対象は生後6カ月から未就学児。5/5~12(5/7・8の休館日除く)に電話かFAXで下記問合せ先へ。各回先着10人。同伴の保護者は2人まで。

会場 鯉城ホール

住所 中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ5階

アクセス 地下鉄「伏見駅」6番出口より南へ350m

★駐輪場・駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
★館内での飲食はご遠慮ください。
★時間や内容は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。



問い合わせ



なごや人権啓発センター

ソレイユプラザなごや

☎052-684-7017 / FAX052-684-7018

E-mail a6847017@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

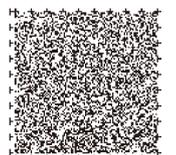
U R L http://www.jinken.city.nagoya.jp/

休館日：月曜日(休日の場合はその直後の平日) 開館時間：午前9時~午後5時

主催 名古屋市・名古屋市教育委員会・愛知人権啓発活動ネットワーク協議会

後援 名古屋市区政協力委員議長協議会・名古屋市民生委員児童委員連盟・名古屋市保健環境委員会・名古屋市立小中学校PTA協議会・名古屋市地域女性団体連絡協議会・名古屋子ども会連合会・名古屋市老人クラブ連合会・名古屋市障害者団体連絡会(順不同)

このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。



5月1日(水)～7日(火)は憲法週間です

1947年5月3日に、日本国憲法が施行されました。施行日である5月3日は憲法記念日とされ、その日を中心とする5月1日から7日の一週間は「憲法週間」と定められています。

憲法の基本理念のひとつとして、「基本的人権の尊重」があります。私たちは、普段からお互いの人権を尊重し合っているでしょうか。憲法週間をきっかけに、人権について考えてみませんか？

なごや人権啓発センター ソレイユプラザなごや

ソレイユプラザなごやは、市民のみなさん一人ひとりが人権問題を身近に感じ、行動できるきっかけとなるように、さまざまな企画展や人権セミナー、子ども人権教室などを開催しています。ぜひお越しください。

てんじしつ 展示室



高齢者、妊婦、視覚障害者の疑似体験や車いす体験ができます。また、ユニバーサルデザイン製品やパネルの展示コーナー、タッチパネルPC等もあり、実際にみて・ふれて・楽しみながら、人権について学ぶことができます。



ほかにも、
人権学習や活動の
場となる「多目的室」
や「研修室」が
あります！

えつらんしつ 閲覧室



研修や学習の機会にご利用いただける、人権に関する図書や、アニメ・ドラマなどの視聴覚資料を用意しています。利用者登録をしていただくと貸出も受けられます。資料の一覧は、ウェブサイトでご覧いただけます。

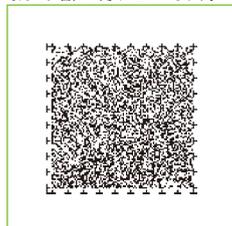
様々な差別の解消に向け制定された法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 平成28年4月1日施行

「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 平成28年6月3日施行

このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。



不当な差別的言動は許されないことを宣言し、人権教育と人権啓発などを通じて、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することとしています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」 平成28年12月16日施行

現在も部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、この差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。